

2020年10月14日
全国自教労組共同センター
議長 熊谷 浩行

合宿教習所のGOTOトラベルキャンペーン 適用中止を求める要請書

記

日頃から観光立国の推進で、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等国民生活の安定向上を図り、国際相互理解を深める施策をすすめていることに敬意を表します。

現在、新型コロナウイルスにより大きなダメージを受けている旅行業、宿泊業、観光施設や交通機関の活性化を目的に「GO TO トラベルキャンペーン」が実施されていますが、山形県、福島県、京都府など合宿教習を行う一部の指定自動車教習所が旅行業として登録してキャンペーンを適用し、教習料金を大幅に値引きして集客している実態がありますが、合宿教習にキャンペーンを適用することは早急に中止するよう要請します。

具体的には、宿泊数の宿泊代、プランに合わせた食事代、教習料金一式(入校金、教習代金、検定料、諸経費)の総額248,600円のもの、キャンペーンで総額から35%(87,010円)値引きし、支払い総額税込161,590円となり、さらに37,200円の地域共通クーポンが付与されるというものです。

このように合宿教習におけるキャンペーン適用は、観光振興の目的から大きく逸脱し、国税無駄遣いと考えられます。また、キャンペーンが適用されないあるいは申請していない指定自動車教習所の経営は危機的な状況に追い込まれ、倒産も危惧されます。倒産しそこで働く職員が無職になり、生活や地域経済が崩壊すれば本末転倒です。

指定自動車教習所には、「指定自動車教習所公正取引協議会」があり全国の大半の事業者が会員となっています。協議会の目的として、「指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約」及び「指定自動車教習所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」を円滑かつ適正に運営することにより、公正な競争秩序の確保を図り、もって指定自動車教習所業界の健全な発展に寄与するとしています。

合宿教習のキャンペーン適用は、「公正な競争秩序」をも崩壊させるものであり、早急に中止するようあらためて要請します。

以 上